

# 公立学校情報機器整備事業費補助金（公立学校情報機器リース事業）に係る仕入税額相当額の取扱いについて

留意事項（令和7年3月5日）

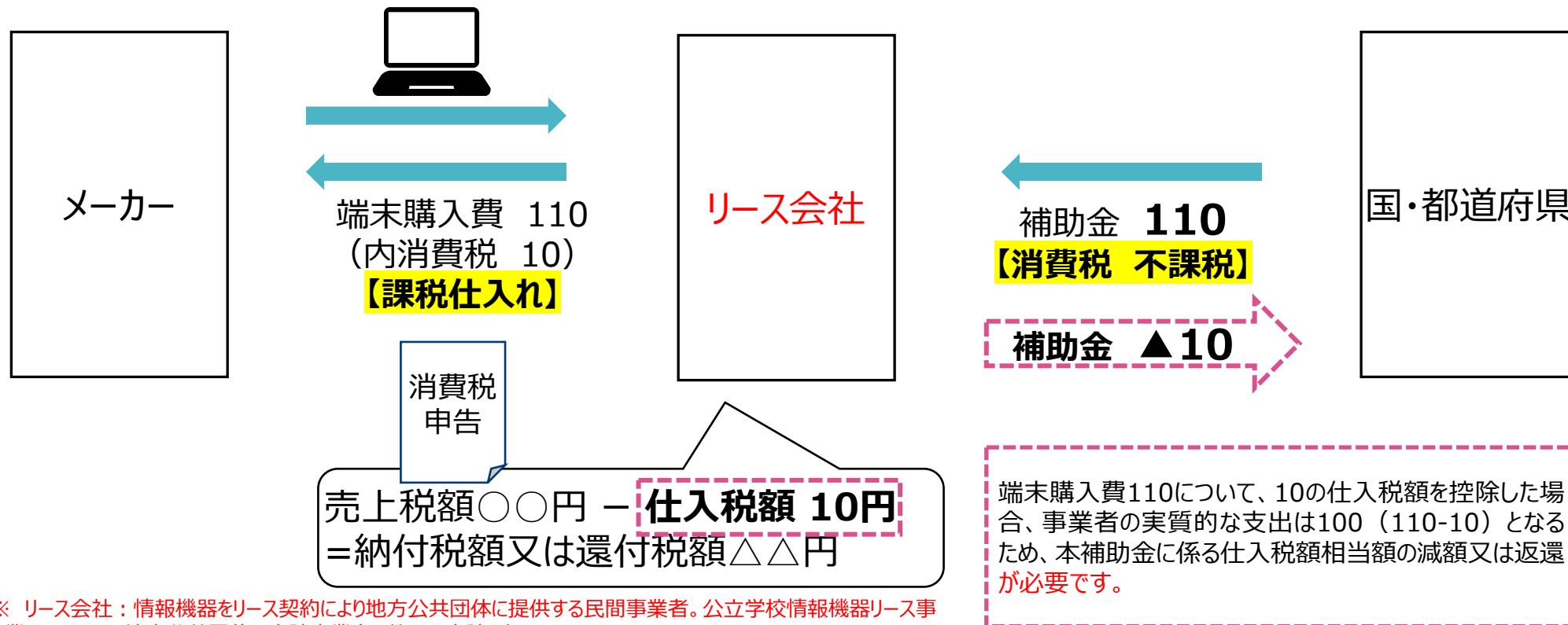
別添8

※留意事項（令和7年1月14日）に一部平仄上の修正を施した後、追記

1

- 国等から受領する特定の政策目的実現のための補助金等は、資産の譲渡等の対価ではないため、一般的に消費税の課税対象になりません（不課税）
- 消費税の申告納付額の計算において、課税売上げに係る消費税額（売上税額）から課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）を控除できます（消費税法30条）
- 公立学校情報機器整備事業費補助金（公立学校情報機器リース事業）の補助対象となる端末本体等相当額（購入費相当額）について、リース会社が消費税の確定申告の際に、端末購入に係る仕入税額を控除した場合、その控除した分、実質的に負担（支出）がないことになります。  
このため、**本補助金に係る仕入税額相当額については、減額又は返還が必要となります。**

## <リース会社が補助金を受領した場合> ※イメージ



## <公立学校情報機器リース事業に係る仕入税額相当額の取扱い>

- 公立学校情報機器リース事業の共同申請者であるリース会社において、**補助対象経費について消費税等仕入控除税額が発生する場合**であって、都道府県への**交付申請時又は実績報告時において当該額が判明している場合**には、「**本補助金に係る仕入税額相当額**」を減額して申請又は報告を行う必要があります。この際、減額の根拠を示す書類の添付が必要です。
- **交付申請時又は実績報告時において当該額が判明していない場合**には、その理由を説明する書類（様式任意）を添付した上で、当該額の確定時に返還を行うことを前提として、「本補助金に係る仕入税額相当額」を減額せずに申請又は報告を行うこととなり、これに基づき額の確定や入金が行われることが想定されます。

この場合、消費税及び地方消費税の申告により**本補助金に係る仕入税額相当額が確定され次第速やかに**、調達設置者は、**消費税等仕入控除税額確定報告書**（都道府県補助金交付要綱ひな型別記様式12参照）**を都道府県に提出する必要があります**。**都道府県は、この提出があった場合、調達設置者に対し、「本補助金に係る仕入税額相当額」の返還を命じる必要**があります。

※ 「本補助金に係る仕入税額相当額」を減額して申請又は報告を行った場合においても、交付額又は確定額が過大となることが判明した場合には、返還手続きが必要になります。

※ 減額又は返還が必要な金額は、本補助金に係る仕入税額相当額であり、消費税そのものではありませんので、留意してください。

## <「本補助金に係る仕入税額相当額」の算出方法>

- **以下の方式**が考えられます（リース会社によって算出方法が異なりますので、リース会社に応じた算出が必要です）。
  - (1) **全額控除**（課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合）
  - (2) **一括比例配分方式**（課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合）
  - (3) **個別方式**（課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であって、個別方式により消費税の申告を行っている場合）
- それぞれの**算出方法は**、留意事項の「【別添5-2-2】（公立学校情報機器リース事業内訳書）補助金額算出シート」の付属シートとして示しています（**【別添5-2-2①】**、**【別添5-2-2②】**及び**【別添5-2-2③】**）。
- 付属シートの計算式の理解に資することを目的として、次頁以降に、リース会社の売上税額をゼロと仮定した場合における全額控除のイメージや、各方式での算出方法のチェックポイント等を説明します。

# <減額・返還が必要となる「本補助金に係る仕入税額相当額」のイメージ>

「本補助金に係る仕入税額相当額」の理解に資することを目的として、以下に、リース会社の売上税額をゼロと仮定した場合における全額控除のイメージを図示します。

.....: **本補助金に係る仕入税額相当額**（端末 1 台当たり）

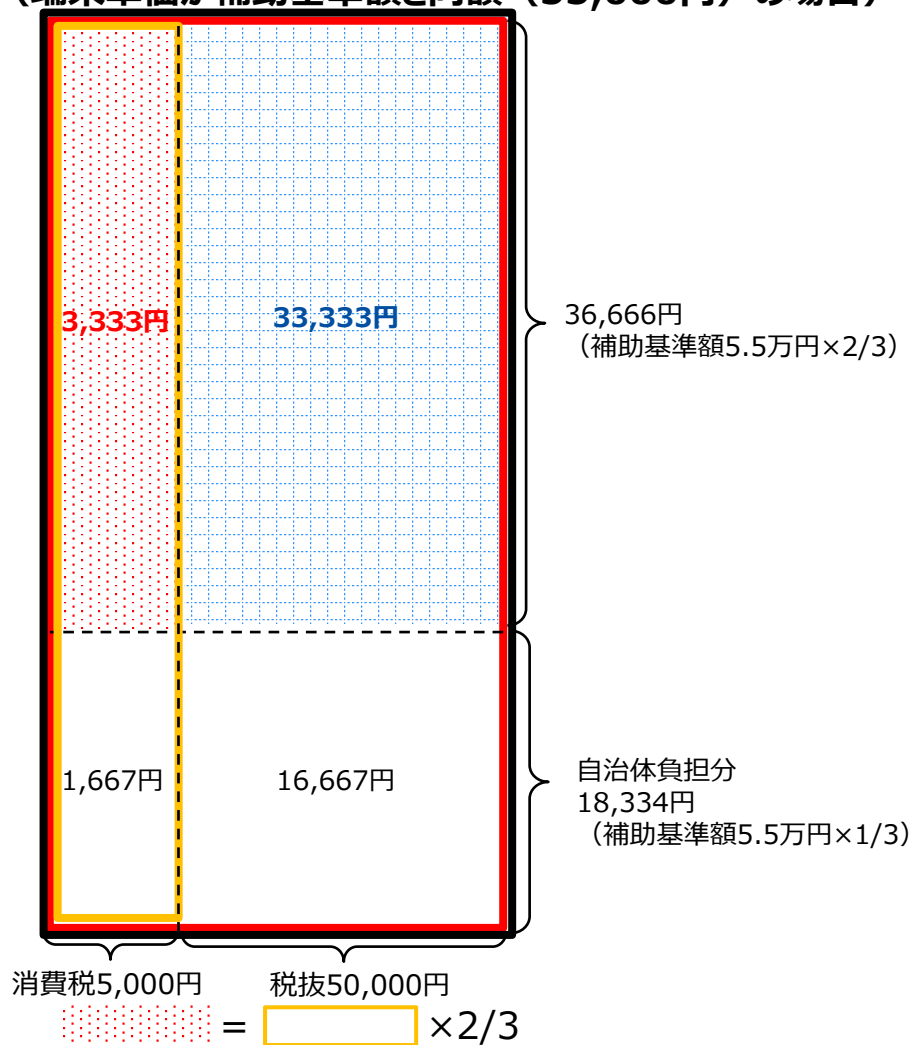
.....: 「本補助金に係る仕入税額相当額」を減額・返還した後の端末 1 台当たりの補助金額（交付する補助金額はこれに台数を乗じて千円未満切り捨て）

.....: 「本補助金に係る仕入税額相当額」の減額前の端末 1 台当たりの金額。補助対象経費（「端末本体」、「情報機器の運搬費」及び「情報機器の設置・据え付け費」）から構成される端末 1 台当たりの金額を意味します（1 円未満切り捨て）。※補助対象外経費はこれに含まれないため、補助対象経費と補助対象経費を明確に区分しておく必要があります。

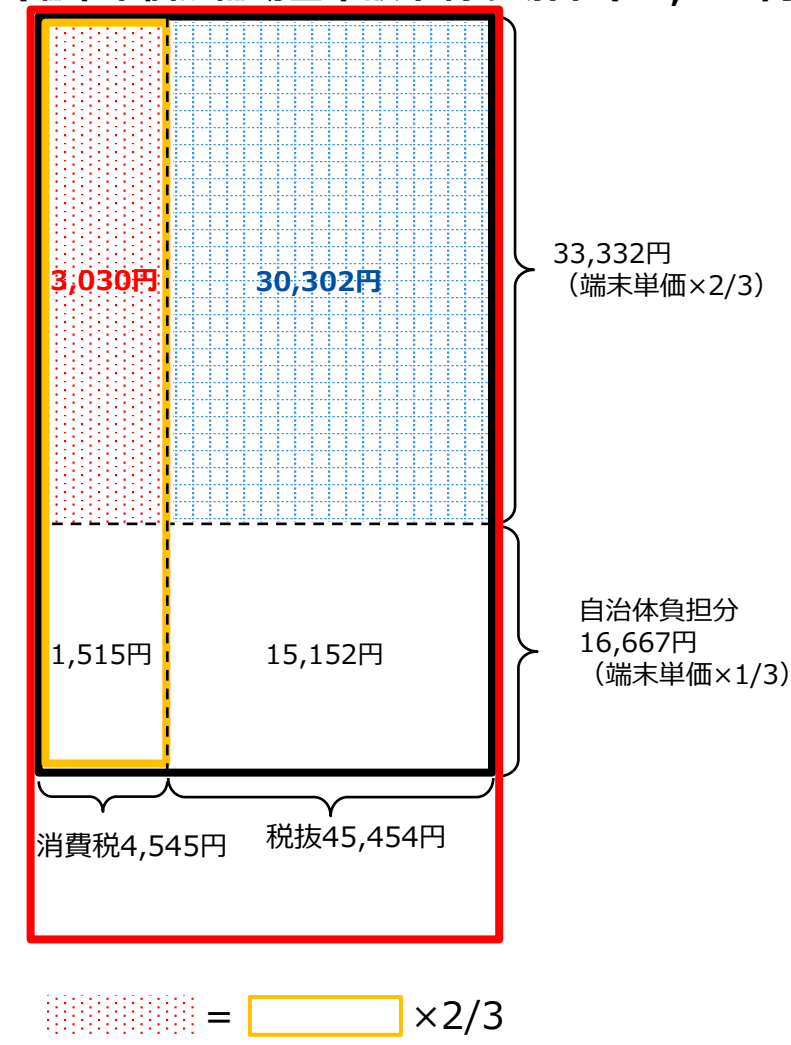
.....: 補助基準額55,000円（特別加算対象地域は56,100円。以下の図示では55,000円に統一）

.....: 端末 1 台当たりの仕入税額（以下の図示では、リース会社の売上税額をゼロと仮定）

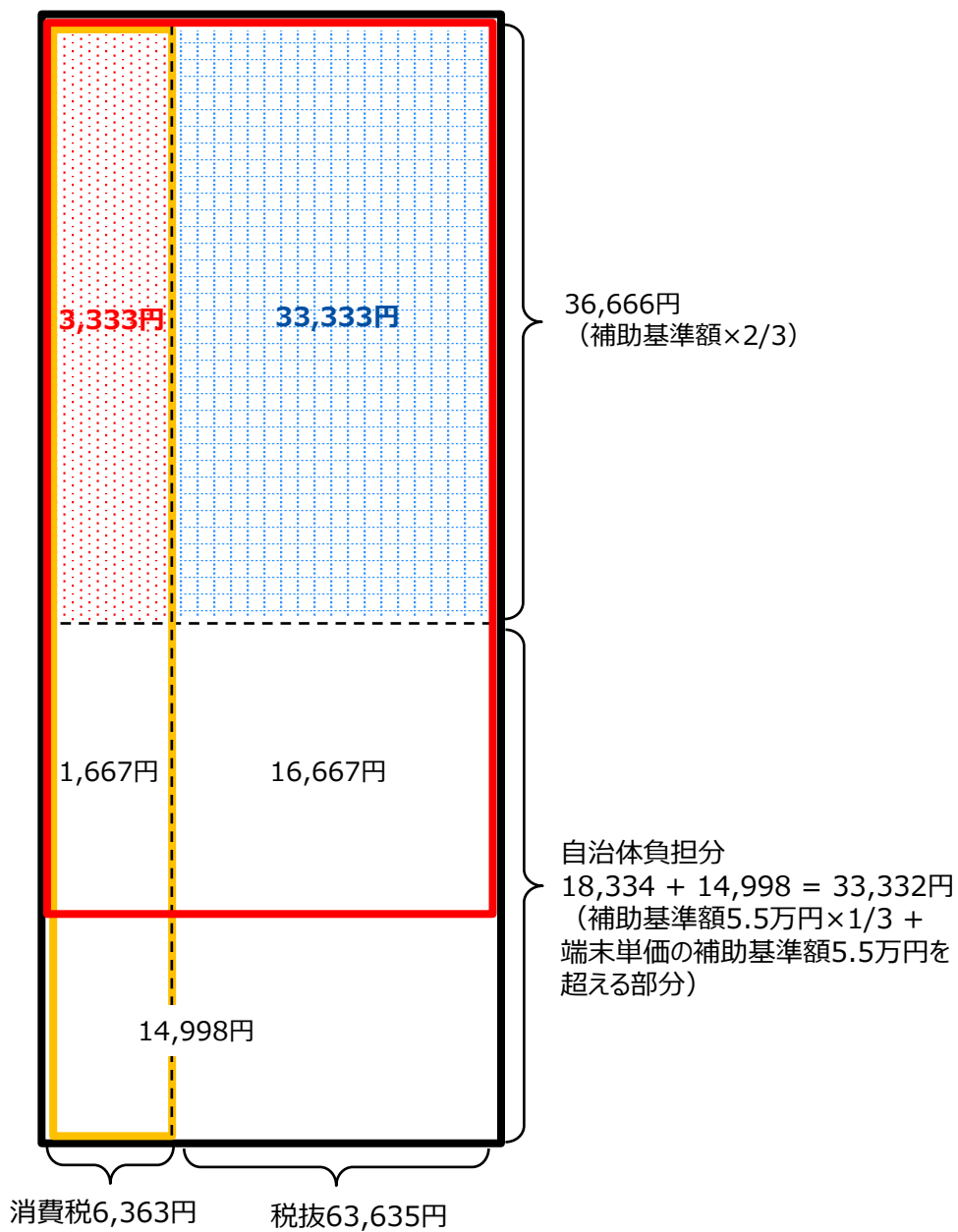
## （端末単価が補助基準額と同額（55,000円）の場合）



## （端末単価が補助基準額未満の場合（49,999円の例））



（端末単価が補助基準額を超える場合（69,998円の例））



○「【別添5－2－1】（公立学校情報機器リース事業内訳書）補助金額算出シート」及び「【別添5－2－2】（公立学校情報機器リース事業内訳書）端末単価等算出シート」における補助金額の算出手順・用語の定義

【補助金額の算出手順】

まず、仕入税額の減額前の端末1台当たりの金額（1円未満切り捨て。本頁において「p」といいます。）と、「補助基準額」を比較します。また、本頁において「端末1台当たりの仕入税額」を「t」といいます。

（ $p \leq$  補助基準額の場合）

補助金額は、「 $(p-t) \times$  台数」に補助率2/3を乗じた額となります（千円未満切り捨て）。

なお、 $t \times 2/3$ が、「本補助金に係る仕入税額相当額」となります。

（ $p >$  補助基準額の場合）

補助金額は、「 $(\text{補助基準額} - t \times \text{補助基準額}/p) \times$  台数」に補助率2/3を乗じた額となります（千円未満切り捨て）。

ここで、「補助基準額  $- t \times$  補助基準額/p」（補助基準額から、tに「端末1台当たりの価格に占める補助基準額の割合」を乗じた値を減じた値）は、pの値によらず、同一事業者において一定になると考えられます（ $p =$  補助基準額と仮定した場合の値と同一です）。

なお、 $(t \times \text{補助基準額}/p) \times 2/3$ が、「本補助金に係る仕入税額相当額」であり、pの値によらず、同一事業者において一定になると考えられます（ $p =$  補助基準額と仮定した場合の値と同一です。）。

【その他の用語の定義等】

- ・ 「 $p-t$ 」を「端末単価」といいます。
- ・ 「端末単価  $\times$  整備台数」を「事業費」といいます。
- ・ 「端末単価と補助単価のいずれか低い額  $\times$  台数」を「補助対象事業費」といいます。（「補助対象事業費」 $\times$  補助率2/3が補助金額となります。）
- ・ 補助金額算出シートにおいて、「補助単価」は、 $p \leq$  補助基準額の場合においては「補助基準額  $- t$ 」とし、 $p >$  補助基準額の場合においては「補助基準額  $- t \times$  補助基準額/p」として設定しています。

- 留意事項の「【別添 5 - 2 - 2】（公立学校情報機器リース事業内訳書）補助金額算出シート」の付属シートである【別添 5 - 2 - 2 ①】を用いて「本補助金に係る仕入税額相当額」を算出することができます。
- 全額控除による算出とすることが適当である旨を確認する方法としては、「消費税確定申告（第 3 - （ 1 ））様式」の控え及び「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表 2 - 3）」の控えによることが考えられます（チェックポイントは下図のとおりです。）。
- 【別添 5 - 2 - 2 ①】への入力に当たっては、補助対象経費総額（補助対象経費の費目ごとの金額の総額であり、端末単価に台数を乗じた「事業費」と同一になります。）、補助対象経費総額に係る補助対象経費の費目ごとの内訳、補助対象経費総額のうち仕入れに係る金額が必要となりますので、これらを確認できる書類も必要になると考えられます。

## ●消費税確定申告（第3－（1）様式）

**第3-(1)号様式**

第3-(1)号様式であるか確認してください。

G K O 3 0 6

法人用

令和 年 月 日  
受取印

納税地  
(フリガナ)  
法人名  
法人番号  
(フリガナ)  
代表者氏名

(電話番号 - - )

期間内に補助対象経費の支払日が含まれているか確認してください。

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

〇(個人の方)振替継続希望

所管 整理番号  
申告年月日 令和 年 月 日  
申告区分 指導等 庁指定 局指定  
審査 通信日付印 確認  
処理  
欄 指導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3  
令和 年 月 日

第一表

（中間申告 自 令和 年 月 日）  
の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年

この申告書による消費税の税額の計算

| 課税標準額① | 消費税额② | 控除過大調整税額③ | 控除対象仕入税額④ | 返還等対価に係る税額⑤ | 買倒れに係る税額⑥ | 控除税額小計⑦<br>(④+⑤+⑥) | 控除不足還付税額⑧ |
|--------|-------|-----------|-----------|-------------|-----------|--------------------|-----------|
| 000    |       |           |           |             |           |                    |           |

付割賦基準の適用  
延払基準等の適用  
工事進行基準の適用  
現金主義会計の適用

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用  
設計課税売上高5億円超又は除算課税売上割合95%未満の法の記以外

有 無  
個別対応方式一括比例配分方式  
**全額控除**

了課税期間分( )

●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表2－3）

第4-10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

| 課 税 期 間                                                        |                                                                                                                                           | ・ ・ ・ ・ ・        | 氏名又は名称          |              |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|--------------|
| 項 目                                                            |                                                                                                                                           | 税 率 6.24 % 適 用 分 | 税 率 7.8 % 適 用 分 | 合 計<br>(A+B) |
| 課 税 売 上 額 ( 税 抜 き ) ①                                          |                                                                                                                                           | A                | B               |              |
| 免 税 売 上 額 ②                                                    |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額、<br>海外支店等へ移送した資産の価額 ③                  |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④                                         |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤                                          |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 非 課 税 売 上 額 ⑥                                                  |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦                                             |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ ) ⑧                                        |                                                                                                                                           |                  |                 | [ % ]        |
| 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨                                          |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課税仕入れに係る消費税額 ⑩                                                 |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 適格請求書発行事業者以外の者が行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪     |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 適格請求書発行事業者以外の者が行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫         |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬                                             |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭                                               |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課税貨物に係る消費税額 ⑮                                                  |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 納税義務の免除を受けない(受けることとなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)) ⑯                 |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額<br>(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮) ⑰                 |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 課税売上高が5億円以下、かつ、<br>課税売上割合が95%以上の場合<br>(⑰の金額) ⑱                 |                                                                                                                                           |                  |                 |              |
| 税 率 6.24 %<br>売 上 割 合<br>高 又 合 格<br>が 合 格<br>控 除 対 象 仕 入 税 額 等 | 個別対応方式<br>⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの<br>⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの<br>個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額<br>(⑱+⑲×④/⑦)<br>一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額<br>(⑲×④/⑦) |                  |                 |              |
| 課税売上割合が95%以上の事業者に係る                                            |                                                                                                                                           |                  |                 |              |

⑬の「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合」に金額が記載されているか確認してください。

# ○一括比例配分方式による算出に当たっての補足

- 留意事項の「【別添 5 - 2 - 2】（公立学校情報機器リース事業内訳書）補助金額算出シート」の付属シートである【別添 5 - 2 - 2 ②】を用いて「本補助金に係る仕入税額相当額」を算出することができます。
- 一括比例配分方式による算出とすることが適当である旨や、課税売上割合を確認する方法としては、「消費税確定申告（第 3 - （1））様式」の控え及び「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表 2 - 3）」の控えによることが考えられます（チェックポイントは下図のとおりです。）。
- 【別添 5 - 2 - 2 ②】への入力に当たっては、補助対象経費総額（補助対象経費の費目ごとの金額の総額であり、端末単価に台数を乗じた「事業費」と同一になります。）、補助対象経費総額に係る補助対象経費の費目ごとの内訳、補助対象経費総額のうち仕入にに係る金額が必要となりますので、これらを確認できる書類も必要になると考えられます。

## ●消費税確定申告（第 3 - （1）様式）

## ●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表 2 - 3）

第 3 - （1）号様式であるか確認してください。

第 3 - （1）号様式

納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

期間内に補助対象経費の支払日が含まれているか確認してください。

この申告書による消費税の税額の計算

| 課税標準額 | 消費税額  | 控除過大調整税額 | 控除対象仕入税額 | 返還等対価に係る税額 | 税貸借に係る税額 | 控除税額小計 | 控除不足還付税額 |
|-------|-------|----------|----------|------------|----------|--------|----------|
| 〇 〇 〇 | 〇 〇 〇 | 〇 〇 〇    | 〇 〇 〇    | 〇 〇 〇      | 〇 〇 〇    | 〇 〇 〇  | 〇 〇 〇    |

一括比例方式に○がついているか確認してください。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合 95% 未満

一括比例配分方式

課税売上割合 95% 未満

一括比例配分方式

課税売上割合 95% 以上

一括比例配分方式

第 4 - (10) 号様式  
付表 2 - 3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書

課税期間 氏名又は名称

| 項目                                        | 税率 6.24 % 適用分 | 税率 7.8 % 適用分 | 割合 (A+B) |
|-------------------------------------------|---------------|--------------|----------|
| 課税売上額 (税抜き)                               | ①             |              |          |
| 免税売上額                                     | ②             |              |          |
| 非課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③)                | ④             |              |          |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 (④ の金額)                     | ⑤             |              |          |
| 非課税売上額                                    | ⑥             |              |          |
| 資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥)                       | ⑦             |              |          |
| 課税売上割合 (④ / ⑦)                            | ⑧             |              |          |
| 課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)                      | ⑨             |              |          |
| 課税仕入れに係る消費税額                              | ⑩             |              |          |
| 課税仕入れに係る消費税額 (⑩ の金額)                      | ⑪             |              |          |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額                          | ⑫             |              |          |
| 特定課税仕入れに係る消費税額                            | ⑬             |              |          |
| 課税貨物に係る消費税額                               | ⑭             |              |          |
| 課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫)             | ⑮             |              |          |
| 課税売上高が 5 億円以下、かつ課税売上割合が 95% 以上の場合 (⑮ の金額) | ⑯             |              |          |
| ⑯ のうち、課税売上上げにのみ要するもの                      | ⑰             |              |          |
| ⑰ のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの            | ⑱             |              |          |
| ⑱ のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの            | ⑲             |              |          |
| 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲ × ④ / ⑦)      | ⑳             |              |          |

仕入控除税額算出のための内訳書 (一括比例方式) の 2 (1) A 欄の金額と一致しているか確認してください。

仕入控除税額算出のための内訳書 (一括比例方式) の 2 (1) B 欄の金額と一致しているか確認してください。

⑳の「一括比例方式により控除する課税仕入れ等の税額」に金額が記載されているか確認してください。

# ○個別方式による算出に当たっての補足

- 留意事項の「【別添 5 - 2 - 2】（公立学校情報機器リース事業内訳書）補助金額算出シート」の付属シートである【別添 5 - 2 - 2 ③】を用いて「本補助金に係る仕入税額相当額」を算出することができます。
- 個別方式による算出とすることが適当である旨や、課税売上割合を確認する方法としては、「消費税確定申告（第 3 - （1））様式」の控え及び「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表 2 - 3）」の控えによることが考えられます（チェックポイントは下図のとおりです。）。
- 【別添 5 - 2 - 2 ③】への入力に当たっては、補助対象経費総額（補助対象経費の費目ごとの金額の総額であり、端末単価に台数を乗じた「事業費」と同一になります。）、補助対象経費総額に係る補助対象経費の費目ごとの内訳、補助対象経費総額のうち仕入に係る金額が必要となりますので、これらを確認できる書類も必要になると考えられます。

## ●仕入控除税額算出のための内訳書（個別対応方式）

(2) 対象経費の金額内訳

| 対象経費名 | 課税仕入額   |       |          | 非課税仕入額<br>非課税仕入額 | 合計 |
|-------|---------|-------|----------|------------------|----|
|       | 課税売上対応分 | 共通対応分 | 非課税売上対応分 |                  |    |
|       |         |       |          |                  |    |
|       |         |       |          |                  |    |
|       |         |       |          |                  |    |
| 合計    |         |       |          |                  |    |

具体的な補助対象経費名を記載してください。

各補助対象経費が財務上どのように処理したか金額を記載してください。

補助対象経費総額（①+②+③+④）のうち仕入に係る金額（税込み）を確認してください。

## ●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（付表 2 - 3）

第4-10号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書

| 課税期間                                                       | 氏名又は名称 | 税率 6.24 % 適用 | 税率 7.8 % 適用 | 分 | 計 |
|------------------------------------------------------------|--------|--------------|-------------|---|---|
| 項目                                                         | A      | B            | (A+B)       |   |   |
| 課税売上額（税抜き）①                                                |        |              |             |   |   |
| 免税売上額②                                                     |        |              |             |   |   |
| 非課税資産の輸出等の金額③                                              |        |              |             |   |   |
| 課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④                                      |        |              |             |   |   |
| 課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）⑤                                       |        |              |             |   |   |
| 非課税売上額⑥                                                    |        |              |             |   |   |
| 資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦                                          |        |              |             |   |   |
| 課税売上割合（④ / ⑦）⑧                                             |        |              |             |   |   |
| 課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨                                       |        |              |             |   |   |
| 課税仕入れに係る消費税額⑩                                              |        |              |             |   |   |
| 通格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪ |        |              |             |   |   |
| 通格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫     |        |              |             |   |   |
| 特定課税仕入れに係る支払対価の額⑬                                          |        |              |             |   |   |
| 特定課税仕入れに係る消費税額⑭                                            |        |              |             |   |   |
| 課税貨物に係る消費税額⑮                                               |        |              |             |   |   |
| 課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）⑯                              |        |              |             |   |   |
| 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑰                            |        |              |             |   |   |
| ⑰のうち、課税売上にのみ要するもの⑱                                         |        |              |             |   |   |
| ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑲                               |        |              |             |   |   |
| 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑳                                    |        |              |             |   |   |
| 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額㉑                                  |        |              |             |   |   |

仕入控除税額算出のための内訳書（個別対応方式）の 2 (1) A 欄の金額と一致しているか確認してください。

仕入控除税額算出のための内訳書（個別対応方式）の 2 (1) B 欄の金額と一致しているか確認してください。

⑰～⑲の個別対応方式のところに金額が記載されているか確認してください。

## ●消費税確定申告（第 3 - （1）様式）

第 3 - （1）号様式

第 3 - （1）号様式であるか確認してください。

期間内に補助対象経費の支払日が含まれているか確認してください。

個別対応方式に○がついているか確認してください。

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額① 000

消費税額②

控除対象仕入税額③

控除対象仕入税額④

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用⑤

課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%未満の場合⑥

一括比例配分方式⑦

個別対応方式⑧

全額控除⑨

上記以外⑩

課税標準額⑪

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用⑫

課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%未満の場合⑬

一括比例配分方式⑭

個別対応方式⑮

全額控除⑯

上記以外⑰

課税標準額⑱

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用⑲

課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%未満の場合⑳

一括比例配分方式㉑

個別対応方式㉒

全額控除㉓

上記以外㉔

## 参考法令等

### ○ 消費税法（抄）

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七（省略）

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

八の二～二十（省略）

2～4（省略）

#### （課税の対象）

**第四条** 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

2～7（省略）

#### （仕入れに係る消費税額の控除）

**第三十条** 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

一～四（省略）

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超え、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

- 一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合
  - イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
  - イ 課税資産の譲渡等にものみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額
  - ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

### ○ 消費税法基本通達（抄）

#### （補助金、奨励金、助成金等）

**5—2—15** 事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項((定義))に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。

(注) 雇用保険法の規定による雇用調整助成金、雇用対策法の規定による職業転換給付金又は障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による身体障害者等能力開発助成金のよう、その給付原因となる休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の支出に当たり、あらかじめこれらの雇用調整助成金等による補填を前提として所定の手続をとり、その手続のもとにこれらの経費の支出がされることになるものであっても、これらの雇用調整助成金等は、資産の譲渡等の対価に該当しない。